

静岡県の「国家戦略特区」への提案

(特区のエリア：静岡県の全域)

項目名	グローバル人材育成のための医科系大学・大学院の設置
提案のニーズや背景	<p>1 医療施設に従事する医師の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の人口 10 万人当たり医師数は 182.8 人で、全国平均 219.0 人と比較すると著しく低く(全国順位:40 位)、深刻な医師不足の状況にあり、特に産婦人科、小児科、麻酔科、内科等の診療科は、医療提供に影響が生じている地域もある。 県内医療を支える、高度で専門的な医師の確保は喫緊の課題である。 <p>2 医療機器の輸入超過</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年のわが国の医療機器の生産額は 1 兆 8,085 億円で、そのうち 4,809 億円が輸出されている。 一方、医療機器の輸入金額は 1 兆 584 億円であり、輸出入差額(貿易収支)は、5,775 億円の赤字である。 本県は、医療機器生産金額が全国 1 位(3,449 億円、全国比 19.1%)であり、国産化の促進により成長が期待される。 <p>3 日本を訪れる外国人の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本再興戦略の推進を通じて、海外から日本への投資の増加が見込まれる中、日本を訪れる外国人の増加が期待される。 在住外国人の増加に対応するため、その生活基盤の整備が急がれるが、医療提供環境の整備は進んでいない。 <p>4 日本人の内向き傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本から海外への留学生数は、平成 16 年の 82,945 人をピークに減少し、平成 22 年には 58,060 人まで低下している。 海外の優れた技術・知識を習得し、日本の社会経済の発展に寄与するグローバルな人材の育成が必要である。
具体的なプロジェクトの内容	<p>医科大学又は医科系大学院を本県に設置(誘致)し、県内の医療現場に従事する医師や新しい治療法等を研究・開発する研究者を育成するとともに、附属病院において、より高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>①教育:高度で専門的な医師の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 医科大学又は医科系大学院を設置し、地域医療を担う医師を育成する。 海外の医療支援活動への参加を通じて、国際貢献ができる日本人医師を育成する。現在、海外の支援活動を行うためには、休学又は休職(退学又は退職)せざるを得ない状況を踏まえ、海外での支援活動を「単位」として認定するほか、渡航前の語学教育を充実し、その活動を積極的に支援する。また、特に、大学院生について

	<p>は、活動中の経済的支援(奨学金、授業料減免等)を行い、海外での支援活動をしやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の留学生(医師)を積極的に受入れ、教育を行うため、留学生枠を設定し、奨学金制度を用意するほか、臨床修練制度を活用し、研修の一環として医療行為を認める。 <p>②研究:新しい治療法、医療機器等の研究・開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者・指導者を国内外から招聘する。 ・ 海外の大学・病院との提携の下、海外の優れた技術を取り入れ、共同研究・開発を進める。 ・ 日本の医療機器等の普及を図るため、海外留学生に日本の医療機器等を経験させ、帰国後の本国での導入を促進する。 ・ 医療機器・医薬品開発企業等と連携し、機器等の共同研究・開発を進める環境を整備する。 <p>③還元:高度で専門的な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床研究及び教育を行うため附属病院を新設するが、周辺診療所との病診連携を進めるとともに、他の医療機関への医師派遣等を行い、地域医療の中核的な役割を果たす。 ・ 附属病院において、在住外国人患者の診療に対応するため、JCI(国際合同委員会=米国の国際的な病院品質の認証機関)の認証を取得するとともに、医師はもちろんのこと病院全体の多言語化を進め、併せて、将来的な医療ツーリズム導入に向けた環境を整備する。
<p>想定される実施主体</p>	<p>静岡県、私立医科大学(学校法人)</p>
<p>実施のために必要な規制改革等事項</p>	<p>○医学部新設の規制緩和 医学部(医科大学)の新設を認める。 【該当法令等】大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(H15.3.31 文部科学省告示第45号)第1条</p> <p>○臨床修練制度の緩和 臨床修練制度(日本の医師免許を有さない外国人医師でも、一定の要件の下、医療行為を認める制度)の許可期間を現行の「2年以内」から大学院在学期間の4年まで延長する。 【該当法令】外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(S62.5.26 法律第29号)第3条第5項</p> <p>○医科大学・医科系大学院附属病院の病床規制の緩和 新設する医科大学又は医科系大学院の附属病院に限り、特例として必要数の病床設置を認める。 【該当法令】医療法(S23.7.30 法律第205号)第30条の4</p>
<p>日本経済再生に向けた効果</p>	<p><日本産業再興プラン> 2 雇用制度改革・人材力の強化 ⑦グローバル化等に対応する人材力の強化 ⑧高度外国人材の活用</p>

<戦略市場創造プラン>

1 国民の「健康寿命」の延伸

②医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会

③病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会(医療提供体制の強化)

静岡県 企画広報部 政策企画局 企画課

政策推進班 班長 山下 貴彦

主幹 酒井 浩行

TEL 054-221-2838 FAX054-271-5494

E-mail : kikaku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県 健康福祉部 管理局 政策監付

企画班 班長 高須 徹也

TEL 054-221-2363 FAX054-221-3264

E-mail : kenfuku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

グローバル人材育成のための医科系大学・大学院の設置

